

障害者基本計画（第4次→第5次）の主な改正箇所

(改正箇所の一部を抜粋)

赤字：改正箇所

赤字下線：計画策定にあたり特に重視する予定の箇所

番号	改正箇所
1	<p>II 基本的な考え方</p> <p>2. 基本原則 (差別の禁止)</p> <p>基本法第4条において、障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止されるとともに、合理的配慮の提供が求められていること、また、条約第5条においても、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置を採ることが求められていること、さらに、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることに鑑みれば、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要がある。</p> <p>我が国においては、平成28(2016)年4月から障害者差別解消法が施行された後、<u>検討規定に基づく所要の見直しが行われ、令和3(2021)年6月に障害者差別解消法改正法が公布された。障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置が強化され、その施行期日は、公布の日(令和3(2021)年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(令和6(2024)年4月1日)とされている。障害者差別解消法改正法の施行に向けては、政府全体の方針として改定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和5年3月14日閣議決定)を受けて、各省庁において所管分野を対象とした対応指針の見直しや、各地方自治体における相談体制の整備を始めとした様々な対応が必要となる。これらの取組や国民全体への周知啓発といった施行前に必要となる準備を十分に行うことが求められる。</u></p> <p>3. 社会情勢の変化</p> <p>(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにすることなく、日本全国に広げていくことが重要であり、これまでの取組が大会のレガシーとして大きく花開くよう、<u>本基本計画においても引き続き横断的視点において「共生社会の実現に資する取組の推進」の一つとして社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を掲げ、具体的施策にも反映するとともに、「重点的に理解促進等を図る事項」として「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組む旨等を明記し、その実施状況を障害者政策委員会において評価・監視すること等を通じて、<u>世界に誇れる共生社会の実現に向けた取組を推進していくこととする。</u></u></p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応</p> <p>令和2(2020)年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障害者を含め脆弱な立場に置かれている人々が大きな影響を受けている。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によ</p>

て、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障害者やその家族等に対しても、「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）を踏まえた支援が必要となっている。また、障害者へのサービス提供を担う事業者側でも、経営に影響が出るなどの課題が生じている。さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が求められる中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障害者もいる。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害者を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、本基本計画に掲げる各種施策についても、非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められる。

4 (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいてSDGsが全会一致で採択された。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12（2030）年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されるものである。我が国ではSDGsの採択を受け、平成28（2016）年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）が策定され、令和元（2019）年12月には同指針の改定が行われた。同指針では、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられている。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める旨を基本理念として掲げる本基本計画においても、その重要性に何ら変わるところはない。障害者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められる。

4. 各分野に共通する横断的視点

(2) 共生社会の実現に資する取組の推進

5 ①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用

加えて、社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が、障害のある人と障害のない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要である。

そのためには、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。

6	<p>(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>支援に当たっては、基本法第2条の障害者の定義を踏まえ、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は障害者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。</p>
7	<p>(5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進</p> <p>②障害のある子ども</p> <p>「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)においては、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「子どもまんなか社会」)、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることとされている。<u>障害のある子どもに対しても、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点等を踏まえた、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要であり、この場合、成人の障害者とは異なる支援を行う必要性があることに留意することとする。</u></p>
	<p>III 各分野における障害者施策の基本的な方向</p>
	<p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p>
	<p>(1) 権利擁護の推進、虐待の防止</p>
8	<p>○ <u>強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点</u> <u>を踏まえつつ、強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施などの支援体制の整備に取り</u> <u>組む。[1-(1)-2]</u></p>
9	<p>○ 障害者本人に対する意思決定支援(意思を形成及び表明する段階の支援を含む。)を踏まえた自己決定を尊重する観点から、<u>相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者</u> <u>等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ると</u> <u>ともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。[1-(1)-4]</u></p>
	<p>(2) 障害を理由とする差別の解消の推進</p>
10	<p>○ 障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害者に対する必要かつ合理的配慮(合理的配慮)の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、<u>事業者による合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする障害者差別解消法改正法の円滑な施行</u> <u>に向け、事業者が適切に対応できるよう必要な取組を行う。[1-(2)-1]</u></p>
	<p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p>
	<p>(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上</p>
11	<p>○ <u>官民挙げての利用者視点からのアクセシビリティやユーザビリティ確保のためのサービスデザ</u> <u>インの取組について、政府機関・地方公共団体等に横展開を図る。[3-(1)-3]</u></p>

	4. 防災、防犯等の推進
	(1) 防災対策の推進
12	○ 災害発生後も精神障害や発達障害など障害の特性により障害者が在宅に留まる場合に、必要となる情報の収集や適切な対応が行えるよう、在宅に留まる障害者への支援方法を紹介しているリーフレットの周知に取り組む。[4-(1)-12]
	6. 保健・医療の推進
	(1) 精神保健・医療の適切な提供等
13	○ 令和4(2022)年6月に取りまとめられた「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の報告書の内容を踏まえ、精神科病院に入院中の患者の権利擁護等の観点から、研修を受講した第三者により病院を訪問して行う相談支援の仕組みを都道府県等の事業として構築する。[6-(1)-6]
	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
14	○ 地域で生活する障害者の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化する。また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受入れ対応とともに、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援などの役割を担う。[7-(3)-5]
15	<u>○ ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、こども等の負担軽減を図る観点も含め、障害者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む。[7-(3)-9]</u>
	(4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
16	○ 児童発達支援センターについて、障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置付け、地域の事業所等との連携や、障害児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図る。また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応するため、専門的機能の強化を図った上で、より家庭的な環境の整備等、必要な体制整備を図る。 <u>なお、これらの機関が、相互に連携しながら支援体制を構築することを推進する。[7-(4)-7]</u>
17	<u>○ こどもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障害児においても、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しつつ必要な支援等が行われることを推進する。[7-(4)-8]</u>
	8. 教育の振興
	(1) インクルーシブ教育システムの推進
18	<u>○ 「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障害に対する理解の促進や、</u>

異なる学校間の取組に当たっての体制整備を含む交流及び共同学習の事例や在り方等に関する情報収集や周知を行うことで、一層の推進を図り、障害の有無等にかかわらず互いを尊重し合いながら協働する社会を目指す。[8-(1)-3]

(4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

- 19 ○ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（令和 2 年 7 月策定）等を踏まえ、公共図書館、学校図書館、国立国会図書館、視覚障害者情報提供施設等が連携を図りながら、障害者の読書環境の整備を促進するとともに、**図書館サービス人材等の育成を図る。**[8-(4)-4]

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

- 20 ○ 共生社会の実現に向けて、障害者が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障害者のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障害者差別解消法改正法により事業者による合理的配慮の提供が義務付けられたことも踏まえて、障害の有無にかかわらず文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む。特に、障害者の文化芸術活動に対する支援や、障害者の優れた芸術作品の展示等の推進、**地方公共団体における障害者による文化芸術活動に関する計画策定の促進**を図る。[10-(1)-1]